

国家公務員共済組合連合会虎の門病院 運営会議規則

1. 病院の運営に関して院長の業務を補佐するために運営会議をおく。
2. 校正は、院長・分院長・副院長・総代・事務部長・看護部長・医学教育部長及び院長が特に指名するもの若干名とする。

総代及び院長が特に指名するものの任期は2年とする。
3. 審議事項は次のとおりとする。
 - (1) 病院機能の維持増進計画に関する事項
 - (2) 病院の組織機構に関する事項
 - (3) 病院の事業計画に関する事項
 - (4) 教育及び研究に関する事項
 - (5) 重要な財政計画に関する事項
 - (6) 予算・決算に関する事項
 - (7) 重要な人事に関する事項
 - (8) 定員に関する事項
 - (9) 病院の秩序に関する事項
 - (10) 重要な器械及び備品の整備計画に関する事項
 - (11) 重要な営繕計画に関する事項
 - (12) 重要な行事計画に関する事項
 - (13) 労務・厚生に関する事項
 - (14) 重要な渉外事項
 - (15) その他病院運営上重要な事項
4. 議題は院長から提出するほか各構成員からも提出できる。診療部からの提案は診療部総代を、診療技術部からの提案は診療技総代を通じて行う。

会議は週1回とし、院長が主宰する。

会議の庶務は総務課が担当する。

5. 実施期日

昭和49年11月1日より

6. 改訂

昭和58年 9月12日 改訂

昭和61年 1月 6日 一部改訂

昭和61年10月 2日 一部改訂

昭和62年 4月 1日 一部改訂

平成 元年 3月20日 一部改訂